

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年6月30日	
【会社名】	株式会社大和証券グループ本社	
【英訳名】	Daiwa Securities Group Inc.	
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中田誠司	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
【電話番号】	03-5555-1111	
【事務連絡者氏名】	財務部長 平井鉄心	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
【電話番号】	03-5555-1111	
【事務連絡者氏名】	財務部長 平井鉄心	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	959,183,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月23日付で提出した有価証券届出書及び2021年6月24日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じ、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第三部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

(前略)

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式についての定めを定款に定めております。

第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有しており、法令に別段の定めがある場合を除き、当該優先株式の株主は株主総会において議決権を有しておりません。ただし、優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権が発生することとなります。第1種優先株式及び第2種優先株式の株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有しております。当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式及び第2種優先株式の全部を、普通株式を対価として取得します。また、当社は、一定の場合に、金銭を対価として第1種優先株式及び第3種優先株式を取得できることを定めております。さらに、当社は、各優先株式について定める一定の事由が生じた場合に、普通株式を対価として又は無償で、各当該優先株式の全部を取得することを定めております。

なお、本有価証券届出書提出日現在、優先株式の発行は行っておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式についての定めを定款に定めております。

第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有しており、法令に別段の定めがある場合を除き、当該優先株式の株主は株主総会において議決権を有しておりません。これは、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する等の株式の内容を有することにしたことによるものです。ただし、優先配当金が発行条件通り支払われない場合には、配当の支払いが再開されるまで議決権が発生することとなります。第1種優先株式及び第2種優先株式の株主は、普通株式を対価とする取得請求権を有しております。当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式及び第2種優先株式の全部を、普通株式を対価として取得します。また、当社は、一定の場合に、金銭を対価として第1種優先株式及び第3種優先株式を取得できることを定めております。さらに、当社は、各優先株式について定める一定の事由が生じた場合に、普通株式を対価として又は無償で、各当該優先株式の全部を取得することを定めております。

なお、本有価証券届出書提出日現在、優先株式の発行は行っておりません。

(後略)

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類である有価証券報告書(第84期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年6月24日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類である有価証券報告書(第84期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年6月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。